

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

国は、平成 18 年 4 月に、障害者福祉の総合化を図ること、障害者の地域社会での就労と自立を目指すとして、これまで身体・知的・精神の障害種別に分かれていた障害者福祉サービスを一元化し、支援の必要度合いに応じたサービスの利用や持続可能な制度とするため、応益負担などを柱とした障害者自立支援法を施行させた。

しかしながら、この法律はサービスを受ける際のサービス量及び障害に関する医療を受ける際の医療費に応じて支払う応益負担を原則にしていることや、世帯同一生計を前提とした原則 1 割の自己負担、施設での食費、光熱水費の実費負担など、新たな利用者サービス負担などが盛り込まれていることもあり、重度の障害をもつ方や低所得者からはサービスが受けられないとの不満が寄せられている。

同法においても 3 年後の見直しが明記され、また現在、月額負担上限額について 4 分の 1 に軽減措置が行われ、さらに基幹的サービスであるホームヘルプサービスについては、稲城市が実施主体となり平成 20 年度まで、低所得者に対し激変緩和措置として 1 割負担を 3% の負担で済むように、独自軽減策を講じている状況である。

よって、稲城市議会は国においては法改正にあたって、当事者である障害者の生活実態を踏まえ、以下の点に配慮されることを強く要望する。

- 1 低所得者に対するさらなる特例措置を講ずること。
- 2 障害者の就労の場の確保をはじめ、安心して自立に向けてのサービスを受けられるような施策を講ずること。
- 3 地域格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 25 日

稲城市議会議長 原 田 えつお